

第41回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会
食品表示調査会
農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時：平成21年2月10日（火）
14：00～16：00

場所：三番町共用会議所大会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 座長代理の指名
- (2) 加工食品の原料原産地の表示方法の論点整理に向けた議論について
(第2回)
- (3) その他

3. 閉会

配布資料

- 資料1 食品の表示に関する共同会議開催要領
- 資料2 EUの食品表示規則案の概要
- 資料3 韓国の食品表示の概要
- 資料4 原料原産地表示を巡る意見交換会の概要
- 資料5 地方公共団体から提出された意見書（原料原産地表示）について

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
表示部会食品表示調査会及び
農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の
共同開催要領
(食品の表示に関する共同会議開催要領)

厚生労働省薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会表示部会食品表示調査会
農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会

第 1 趣旨

食品衛生法に関する審議会（調査会）及び J A S 法に関する調査会（小委員会）の共同で、食品の表示に関する共同会議（以下「共同会議」という。）を開催し、食品衛生法及び J A S 法に共通する表示項目、表示方法等について調査審議する。

第 2 調査審議主体

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同開催とする。

第 3 調査審議事項

- 1 食品衛生法及び J A S 法に共通する表示項目、表示方法
- 2 その他食品の表示に関する事項

第 4 座長

- 1 共同会議には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、共同会議を統括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があると

きには、その職務を代理する。

第5 運営

- 1 共同会議の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
 - (2) 会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公表する。
 - (3) 会議の議事概要については、会議の終了後、座長の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。

- 2 共同会議には議決権はなく、共同会議における調査審議の結果は、厚生労働省薬事・食品衛生審議会の権限に属する事項については厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会に、農林水産省農林物資規格調査会の権限に属する事項については農林水産省農林物資規格調査会に、座長又は座長が指名するものが、それぞれ報告するものとする。

第6 その他

- 1 共同会議では、調査審議の必要に応じ、専門家の意見を聞くことが出来る。
- 2 共同会議の庶務は、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課と農林水産省消費・安全局表示・規格課が共同で行う。

EUの食品表示規則案の概要

欧州委員会が昨年1月末に公表した食品表示規則案は、11月に欧州議会に草案が配布され、本年以降に議論が行われる予定となっている。当該案のうち、原産地規則部分等について欧州委員会より聞き取りを行ったので、以下にその概要を紹介する。

I 原産地表示関係

1 規則案における規定

- (1) 原産国表示は任意。なお、原産国は、最終的に大幅な変更を加えた国となる。
- (2) 例外として、その省略が消費者に誤認を与える場合は原産地は義務表示。
- (2) 任意ではあるものの、原産国を表示する場合であって、加工食品の原産国（製造国）とその主要原材料（製品重量の50%以上を占める原材料又は当該食品を特徴付ける原材料）の原産地が異なる場合は、当該原材料の原産地を表示する必要がある。

2 原産国表示を任意とした理由

- (1) 加盟国間で一貫性がなく統一的な規制とするのは困難

- ・ 原産国に対する意識に差がある
- ・ 消費者が原産国を知りたい品目が、国によって違う

（例）スカンジナビアであれば、魚介類の原産国の関心が高い
南欧の国であれば、トマト、オリーブオイル等の原産国の関心が高い

- (2) 安全性の判断のために原産地表示を求める人が多かったが、原産地表示を義務化する利益やその経済的・社会的なコストなどの影響評価を行い、その結果を考慮して任意表示が適当と判断した

3 原料原産地表示について

任意であるが、原産国を表示する場合、製品と主要原材料の原産地が異なる時は、当該主要原材料の原産地を表示する義務がある。これは、原産地の表示が誤解を招かないようにするための措置である。

(例) ポーランドの牛乳を使ってデンマークでバターを作り、この原産国を任意で表示する場合、「デンマーク製バター」という表記になるが、これは、デンマークの牛乳を使ったという誤解を消費者に与えかねないので、このような場合は、「ポーランドの牛乳を使ったデンマーク製のバター」と表記することとした。

II その他

1 食品表示規則の適用範囲

Distant selling (遠隔販売) についても対象としており、この場合は、容器・包装への表示だけでなく、購入時までに原材料名や内容量の情報提供が求められている。Distant sellingの具体例としては、インターネット販売、カタログ販売、チラシ販売、FAXによる販売等がある。

2 文字の大きさ

表示が読みやすく (文字サイズとして最低3mm)、明確であることを求めている。

韓国食品表示の概要

I 韓国の食品表示制度の概要

食品衛生法（韓国食品医薬品庁（KFDA）が所管）、農産物品質管理法、畜産物加工処理法（共に農林水産部が所管）により、加工食品の表示が義務付けられている。

II 原産地表示制度の概要

1 根拠法令及び対象品目等

- (1) 根拠法令としては、主に農産物品質管理法と畜産物加工処理法
- (2) 農産物加工品の表示対象は211品目（別紙参照）
- (3) 肉（牛肉、豚肉、鶏肉）、米、白菜キムチについては、外食等でも表示義務（メニュー等で）あり
- (4) 1994年から導入

2 表示基準及び方法

- (1) 国産農産物：「国内産」、「市・道名」、「市・郡・区名」を表示
- (2) 輸入農産物：「生産国名」を表示
- (3) 国内製造の加工食品の原料原産地表示
 - ①使用した原料の含有量の順位により原料の原産地を表示
 - ・ 配合比率が50%以上である原料がある場合、その原料原産地を表示し、50%以上である原料がない場合、配合比率が高い順で2種の原料原産地を表示
 - ・ 特定原料農産物の名称を製品名として使用する場合、比率と関係なく表示
 - ②原産地が一定期間頻繁に変更される場合、「輸入産」として表示可
 - ・ 3年以内に年平均3カ国以上変更又は最近1年間3カ国以上変更時
 - ③この他、第三国での加工（中間加工品）を経る食品の場合、原料原産地が把握できなければ中間加工地を表示するか原料を「輸入産」として表示できる例外規定もある。
- (4) 輸入加工食品
 - ・ 対外貿易法に定めている方法に従いその製品の「製造国」を表示（原料原産地の表示までは義務付けていない）

- 3 原料原産地表示における現在の問題点等（担当者からの聞き取り）
- (1) 加工度の高い食品にも原料原産地表示を義務付けている。産地切り替えや輸入中間加工品などの問題に対応するため、「輸入産」表示、中間加工地表示等について、必ずしも詳細な原料原産地名をしなくともよいとの例外規定を設けざるをえなかった。
 - (2) 消費者は、(特定の)国で製造した食品なのか、あるいはその国の原材料を使用しているかを知りたいのであって、「輸入産」表示では、国名がわからないことから、不満が高まっている状況である。

(参考) 加工食品の原料原産地対象品目 (211品目) リスト (抜粋)

ア 菓子類 (包装) (12品目): パン類、乾菓子類 (ビスケット類、
スナック菓子類、その他)、キャンデー類、チョコレート類 等

イ アイスクリーム製品 (3品目): アイスクリーム類、
アイスクリーム粉末類 等

ウ 乳加工品 (16品目): 牛乳類、低脂肪牛乳類、乳糖分解牛乳、
山羊乳、バター類、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ、粉ミルク類、
乳糖 等

エ 食肉製品 (2品目): 食肉加工品 等

オ 缶詰・瓶詰 (15品目): 桃、ぶどう、みかん、あんず、梅、
いちご、トマト、スモモ、とうもろこし、竹の子、きのこ類
を原材料とする製品 等

カ 豆腐類 (7品目): 豆腐類 寒天 等

キ 食用油脂 (21品目): 大豆油、とうもろこし油、なたね油、
米油、ごま油、紅花油、ひまわり油、ピーナッツ油、オリーブ油、パ
ーム油類、やし油、混合食用油、ショートニング、マーガリン類、そ
の他食用油、牛脂、豚脂 等

ク 飲料 (5品目): 果実・野菜類飲料、豆乳類、発酵飲料、粉末
飲料、その他飲料

ケ 麺類 (包装) (10品目): 乾麺類、生麺類、冷凍麺類 等

コ 特殊用途食品 (5品目): ベビーフード 等

サ 調味食品 (15品目): 醤油、みそ、コチュジャン、酢、
ソース類、トマトケチャップ、カレー、トウガラシ、香辛料
加工品、ドレッシング、複合調味食品、香味油 等

- シ 高麗人参製品類（12品目）：紅参、白参、濃縮高麗人参類、高麗人参粉末類、人参茶類、高麗人参飲料、高麗人参瓶・缶詰類、高麗人参菓子類、高麗人参カプセル類、その他高麗人参食品、濃縮紅参類、紅参粉末類、紅参飲み物、紅参カプセル類、その他紅参食品 等
- ス キムチ製品(包装)（9品目）：白菜キムチ、その他キムチ、塩漬け、醤油づけ、酢漬物、佃煮 等
- セ その他食品類（20品目）：即席乾燥食品、ナッツ類加工品、でんぷん、てんぷら食品(包装されたもの)、抽出加工食品、もやし、お弁当類、植物性クリーム、ココア加工品類、小麦粉、シリアル類 等
- ソ 単純加工品（8品目）：食品別基準及び規格の外の一般加工食品である穀類加工品、豆類加工品、澱粉加工品、食用油脂加工品、果実類・野菜類加工品、畜産物加工品 等

原料原産地表示を巡る意見交換会の概要

1. 開催日時、場所

平成20年12月～平成21年1月

青森、岐阜、群馬、富山、徳島、滋賀、千葉の各県下（7カ所）

2. 意見交換者の内訳

食品事業者 19団体・事業者（農産加工、水産加工、製粉、製麺、惣菜、菓子、豆腐、ハム、こんにやく、農産物漬物、業務用等加工、総合食品加工）

流通販売業者 6事業者

生産者団体 7団体・生産者等（JA県中央会、全農県本部、農事組合法人、県漁連、有機農業研究会）

消費者団体 14団体

3. 意見交換事項

検討項目1～3（第35回共同会議で整理）

4. 意見交換の概要

以下のとおり

(1) 原料原産地表示を巡る状況

消費者団体の意見

- 食品の表示は商品選択において重要な情報であり、全ての原料に原産地表示を義務付けて欲しい。
- 消費者には知る権利がある。きちんと情報を提供してほしい。
- 表示を見て購入したいという人に情報を提供するというのが基本。できるだけ表示をしてほしい。
- 大手企業では自主的に原料原産地表示を行っているところもある。できないということはないのではないか。

義務表示対象食品製造事業者

- 原料原産地表示の導入から時間が経過し、定着してきたと感じる。
- 原料原産地に関する問い合わせは無く、（表示済のものに対しては）消費者はあまり関心が無いと思われる。
- 原料原産地表示については、導入時に問題が生じたが、何とか解決してきた。他の加工品も解決する努力をして欲しい。

事業者団体・事業者の意見

- 生協や大手量販店から、義務表示対象品目以外の加工品についても表示をするよう依頼があり、対応している。できないことはない。
- 使用原料の種類が多いと、産地の変更を踏まえて表示を変更することは現実的でない。プリンターの表示可能量には限界がある。
- 表示の変更には、版替えで1週間～10日、新製品の包材作成に約1ヶ月～1ヶ月半、紙袋や段ボールでも3～10日程度必要。
- ラベルの場合であっても、内容の確認に1～2週間を要する。
- 年間を通じて安定して原料を仕入れることは難しい（中小事業者には国を限定しての調達は難しい）。

(2) 制度見直し検討のあり方に対する意見

消費者団体の意見

- 問題が起きたとして制度をその都度変えると消費者は混乱する。何を信用していいか分からなくなる。目先だけではなく将来を見据えて制度を考えるべき。
- 表示は、高齢者への対応という点から字を大きく分かりやすくする必要があるが、小さくても知りたい人への対応が必要。ただし、包装全てが表示になってしまうのは考えもの。
- 原料原産地表示については、東京都と二重行政にならないようにして欲しい。このままでは消費者は混乱する。東京都の様に、生鮮食品（上位3品目）を対象とする等して両者の整合性を図って欲しい。
- 事業者が（産地や現地工場等の）情報を把握していることが消費者に伝われば、消費者は安心し、表示を求めないのではないか。
- 制度拡充は求めたいが、拡充により事業者の負担増や、値上がりすることを望んでいるわけではない。簡便で正確な情報を求めたい。

事業者団体・事業者の意見

- 枠内表示をこれ以上広げるのは無理であり、原料原産地表示をこれ以上厳しくすることには反対。
- 任意表示でいいのではないか。情報提供したメーカーが推奨されれば、積極的に行う。
- 任意の表示は不公平感がある。義務化した方がよい。
- 表示スペースが限られていることから、表示は極力最低限に絞りを絞り、あとは他の媒体で提供することがいいのではないか。
- 表示されていることが大事なのか、必要な情報が伝達されており、何時でも確認できる体制が構築されていることが大事なのかの議論が必要ではないか。
- 原料原産地表示については、品目横断的なメルクマールと野菜冷凍食品に義務付けているメルクマールとを一致させる必要があるのではないか。

(3) 消費者の商品選択と原料原産地表示との関係

消費者団体の意見

- 団体では、①急いで買い物しているので原料原産地の細かいところまで確認しないという意見と、②もっと詳しい情報が欲しいという意見に二分される。
- 購入時に細かいところまで表示を見ない場合でも、買った後で見て、次の購買行動に反映させている。
- 原料原産地表示については、期限表示等とは異なり、必ずしも毎回確認することはないかもしれないが、初めて商品を購入する時や子供に安心できる食品を買いたい時、環境への配慮を考えて購入したい時には不可欠な表示である。

事業者団体・事業者の意見

- 消費者センターへの原料原産地に関する質問は少ない。値段や味に対する問い合わせが多く、こちらの方が敏感だと感じている。

- なじみの深い商品ほど、原料原産地がどこかに関係なく購入される傾向にある。
- 年代層が上がるにつれて表示を見る割合が増えてくる。ただし、お年寄りには字が小さいせいか、あまり見ていないようである。
- 消費者は国産か外国産か中国産かを気にしている。

(4) 検討項目1 (消費者の意見の把握のあり方) について

- 消費者にとって表示は食品を選択する際の重要な情報源。全ての加工品に原料原産地の表示を望むというのがごく一般的な消費者の心理ではないか。
- 第36回共同会議のヒアリング資料1-1は消費者の意見を概ね反映している。
- 消費者の声をよく聞いて、消費者が何を求めているのかを読み取って欲しい。
- 事件から約1年が経ち、消費者は冷静になりつつあると感じる。再度、消費者の意見を聞いてみてはどうか。

(5) 検討項目2 (大括り表示 (国産/外国産表示等)) について

消費者団体の意見

- 画一的に原料原産地表示を行うことは違うと思う。ものによっては詳しく知りたいであろうし、ものによっては「国産/外国産」でいいと思う。
- 輸入量の多い上位何カ国かは表示して欲しい。量の少ない国については、「ヨーロッパ産」、「北米産」などの大括り表示でも良い。
- ある国のシェアが80%で、残りを何か国かで占めているといった特殊なものは「外国産」や「その他」で括っても良いのではないか。

事業者団体・事業者の意見

- 「国産/外国産」という大括り表示については、中国隠しとの誤解が無いかが心配。
- 原料原産地表示については、国産と外国産を基本とし、他は強調表示とするか、他の媒体で提供すればいいのではないか。

- 端材、副産物等であっても産地表示が必要。ただし、まとめて販売していることから、「又は表示」か「若しくは表示」を是非ともできるようにしてほしい。
- 実績や見込みで原産地として可能性のある国を全て記載すると、使用されない原産国を記載する可能性があることから、かえって誤解を招くことにならないか心配。

(6) 検討項目3 (中間加工品の表示) について

- 中間加工品は難しい。何らかの形で分かるように表示して欲しい。
- 複数の国名を書くだけで、そこで何をしているか（加工か中間加工か生産か）が分からないと、かえって誤解を招く。できる限り詳しく情報を提供する必要。
- 中間加工品の表示は、何カ所も経由している場合、ホームページで公表するのであれば対応可能であるが、パッケージでは困難な場合がある。
- 複数の場所で加工等した場合は、履歴を正確に示すべき。

(7) 情報提供のあり方について

消費者団体の意見

- 色々な方法があってもいいが、原則として表示で行って欲しい。
- 通販等で購入する食品であっても容器包装への表示同様の情報が必要（通販等で届けられる食品になされている表示と購入判断時の情報とが一致している必要）。
- どうしても細かいデータが必要という人は事業者にお問い合わせればよいという仕組みでよいのではないか。
- 消費者への情報伝達媒体の多様化（ホームページ、二次元コード、バーコード、FAX等）を踏まえた検討を行って欲しい。

事業者団体・事業者の意見

- 一括表示は決まった様式。その中に原産地のように変更があり得るものが入ることは合わないように感じる。表示以外の手段での提供を認めるべきではないか。

- 表示が多くなると、表示量が多いということだけで消費者は安心するが、中身は逆に見にくくなる。表示事項は最低限に絞り、あとは事業者にお問い合わせるか枠外で情報提供する仕組みを整えればいいのか。
- 消費者が求める表示を行うためには、トレーサビリティやGAPなど生産段階から一貫した情報が伝達され、これが表示に反映される必要がある。

地方公共団体から提出された意見書（原料原産地表示）について

地方公共団体（都道府県、市町村及びこれらで構成される連絡会等）から、今年度農林水産省に対して提出された政策提案意見、要望の概要は以下のとおり。

団体数：46 地方公共団体（都道府県、市町村及び市長会）

内容：①全ての加工食品への原料原産地表示の義務付け（意見数4）

〔○国産の優位性を確保するため、全ての加工食品（外食を含む）の原料原産地表示を徹底すること。〕

②原料原産地対象品目の拡大（意見数12）

〔○食の安全・安心を確保するため、加工食品の原料原産地表示の対象品目の拡大など早急な対策を講じること。〕

〔○食品表示については、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、加工食品の原料原産地表示品目の拡大など引き続きより一層の充実をはかり、わかりやすく信頼される表示制度を確立すること。〕

③原料原産地表示の充実・推進（意見数14）

- 食品安全行政の充実・強化を図るため、加工食品における原料原産地表示を推進すること。
- 食の安心・安全を確保するため、加工食品等の原料原産地表示制度の充実を図ること。

④具体的品目への原料原産地表示義務付け（意見数16）

（品目：昆布加工品、果実飲料（リンゴ果汁飲料等）、りんご加工品、のり加工品（おにぎり等）、米加工品）

- りんごをはじめとする果汁飲料は、国内において広く健康飲料として飲用されているが、これまで以上に詳しい食品表示により、消費者の信頼を得ていくため、果汁飲料の原料原産地表示の早期義務化を図ること。
- ノリ加工品に対する消費者の製品選択を容易にするには、現JAS法だけでは不十分であるため、原料原産地表示を徹底すること。